

業 務 委 託 契 約 書 (案)

海南省（以下「甲」という。）と、●●●●●（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は定額減税補足給付金給付（不足額給付）事業に係る受付業務等委託業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の業務期間は、契約締結日から令和7年9月30日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、●●●●●円（うち消費税及び地方消費税の額●●●●●円）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託義務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰すことができない理由、その他の正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(損害の負担)

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(履行遅滞に係る損害金等)

第11条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により第13条第2項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、またはその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、業務委託を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

- 4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、成果品を甲に引き渡すものとする。

(委託金の支払)

第13条 乙は、前条の規定により検査に合格したときは、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙の債務不履行の場合による他、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間内又は契約期間経過後相当の期間内に委託業

務を完了させる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第21条に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により規約を解除した場合において必要があるときは、委託業務の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合は、引渡しを受けた部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第15条 甲は、委託業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除請求権)

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除を請求することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を越えたとき。
- 2 第8条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

(乙の不完全履行責任)

第18条 甲は、第12条の規定による検査後であっても乙が不完全な履行を行った場合には、乙に修補させることができる。

- 2 甲は、前項の修補に代え、又はその修補とともに損害賠償を乙に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(守秘義務等)

第20条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、その委託業務に従事した者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協

議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年●月●●日

甲 海南市南赤坂11番地
海南市
海南市長 神 出 政 巳

乙 ●●●●●●●●●●
●●●●●